

新型コロナウイルスに関する支援策 【個人向け】

[> 事業者向けの支援策はこちら](#)

作成者：ドリームゲート

監修：中田 哲也（中田哲也税理士事務所）

※2020年4月30日作成時点の情報です。最新情報は個々にお確かめください。

借りる お金を	コロナで 収入が減ったので 借り入れしたい	緊急小口貸付等の特例貸付 コロナの影響で収入減になった人に、 緊急・一時的な生活維持のための貸付を行う	・原則10万円以内 ・小学校等の休業の影響を受けた場合は20万円以内 ・返済猶予、返済免除もあり	市区町村社会福祉協議 会
		総合支援資金（生活支援費） コロナの影響で生活に困窮した世帯を支援	・2人以上世帯は月20万円以内を貸付 ・単身は月15万円以内を貸付 ・返済猶予、返済免除もあり	
もらう お金を	子供の世が増え 仕事が減って 収入が減った	新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応支援金 臨時休業した小学校等に通う子供の世帯のために契約し た仕事ができなくなった個人への支援金	・就業できなかった日、1日あたり4,100円	厚生労働省
	コロナで仕事を失い 家賃が払えない	住居確保給付金 離職などで住居を失った人などに 家賃相当額を支給	・就職に向けた活動をすることが条件	厚生労働省
遅らせる 支払いを	国税の支払いが 重荷になっている	国税（所得税等）の猶予 コロナの影響で国税を一時的に 納付できない場合、納付を猶予する	・猶予期間は1年	国税庁
	国民健康保険保険料 の支払いが重荷に なっている	国民健康保険の保険料の猶予 国民健康保険の保険料を猶予する	・国民健康保険と後期高齢者医療制度、介護保険につ いて、保険者である市区町村、国民健康保険組合の判 断で、保険料を猶予してもよい	厚生労働省

ドリームゲートではこれらの融資・補助金・助成金申請にあたって税理士や社労士・行政書士などの専門家が**無料**で相談を受けております。
[ご相談先の一覧はこちら>>](#)